

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第3号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年1月11日（土） 22時00分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊ノ岬 <sup>ぼうのみさき</sup> 西南西方沖 坊ノ岬灯台から真方位264° 370km付近 （概位 北緯30° 50.6′ 東経126° 22.1′）
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート <sup>しやう</sup> 志洋号、5トン未満 240-35180愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	主機の排気管及び船尾排出口とのゴム継手に亀裂
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、1人を同乗させ、坊ノ岬西南西方沖を対地速力約20ノットで航行中、平成26年1月11日22時00分ごろ主機が停止した。 船長は、機関室を点検したところ、霧状の煙が充満していたので、主機の始動を断念して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視船により、鹿児島県いちき串木野市 <sup>くしきの</sup> 串木野港にえい航された。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検を行い、排気管と船尾排出口とを連絡していたゴム継手（外径約200mm、長さ約400mm）の上面に生じた亀裂から機関室内に排気及び冷却水が噴出して充満し、過給機空気吸入側フィルタ（以下「本件フィルタ」という。）が排気中の煤及び霧状になった冷却水で目詰まりを生じ、主機の燃焼用の空気量が不足したので、主機が停止したものと判明した。 主機は、本インシデント後、本件フィルタを洗浄し、ゴム継手を交換して復旧された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2～4m/s、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m
その他の事項	本船は、主機の排気管に冷却水出口管が枝管で付設されており、排気と共に冷却水が、ゴム継手内を通り、船尾排出口から船外へ排出されるようになっていた。 船長及び同乗者は、船内に救命胴衣を積載していたが、着用していなかった。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、坊ノ岬西南西方沖を航行中、本件フィルタが目詰まりしたことから、主機が停止して始動できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>主機は、本件フィルタが煤及び霧状になった冷却水で目詰まりしたことから、燃焼に必要な空気量が不足し、停止したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、坊ノ岬西南西方沖を航行中、本件フィルタが目詰まりしたため、主機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム継手は、経年使用により、材質が硬化し、亀裂を生じる虞があるので、定期的に点検を行い、適切に交換すること。</li> </ul>